令和5年3月22日

## 専決処分した議案の報告

## 鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司

次の諮問議案3件について、特に緊急を要しているものと判断し、鳥取海区漁業調整委員会規程第 5条第3項の規定に基づき原案に同意する旨の専決処分をしました。

同項の規定に基づき、その処分に対する承認を求めます。

1 特定水産資源するめいかの令和5管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について

諮問の日:令和5年2月21日 答申の日:令和5年2月22日 答申の内容:原案に同意する

#### 専決処分とした理由:

このたびの諮問議案については、農林水産大臣の承認を受ける必要があるが、承認申請の期限 (3/20) が迫っており、期限までに海区漁業調整委員会を開催することが難しく、緊急を要する ものと判断し専決処分とした。なお、国から配分された数量は昨年同様「現行水準」であり、漁業に大きな影響はないものである。

2 特定水産資源くろまぐろの令和4管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更

諮問の日:令和5年2月21日 答申の日:令和5年2月22日 答申の内容:原案に同意する

専決処分とした理由:

このたびの諮問議案ついては、刺網及び定置網の混獲による漁獲量が急激に積みあがり、くろまぐろ(小型魚)の「鳥取県その他漁業」及び、くろまぐろ(大型魚)の「鳥取県定置網漁業」の消化率が高くなり、漁獲枠が不足する恐れがあったため、漁獲枠を超過しないためには、県留保枠から早急に配分する必要があり、特に緊急を要するものと判断し専決処分とした。

3 特定水産資源くろまぐろの令和4管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更

諮問の日:令和5年2月27日 答申の日:令和5年2月28日 答申の内容:原案に同意する

専決処分とした理由:

2の変更後も刺網の混獲による漁獲量の積みあがりが続いたため、くろまぐろ(小型魚)の「鳥取県その他漁業」の消化率が高くなり、漁獲枠を超える恐れが高く、漁業者の操業に大きな影響を与える恐れがあったため、漁獲枠を超過しないためには、早急にくろまぐろ(小型魚)の「鳥取県その他漁業」の漁獲枠を確保する必要があったことから特に緊急を要するものと判断し専決処分とした。なお、くろまぐろ(小型魚)の「鳥取県その他漁業」への漁獲枠の配分は、漁獲枠に余裕がある「鳥取県くろまぐろ漁業」から行った。

(2/28時点での漁獲量と消化率)管理期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

- ・くろまぐろ(小型魚)「鳥取県その他漁業」 0.5 トン、21%(漁獲枠 2.5 トン)
- ・くろまぐろ(小型魚)「鳥取県くろまぐろ漁業」 5.7トン、41%(漁獲枠 13.8トン)

#### (参考) 鳥取海区漁業調整委員会規程(抜粋)

第5条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは会長の決するところによる。
- <u>3</u> 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。 ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

## 特定水産資源するめいかの令和5管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について

農林水産大臣から漁業法第 15 条に基づき特定水産資源するめいかについて、都道府県別漁獲可能量の配分の通知があった。

都道府県知事は都道府県資源管理方針に定めた魚種について、漁業法第 16 条第 1 項の規定に基づき、知事管理区分に配分する量(知事管理漁獲可能量)を定め、管理する必要がある。

今回、農林水産大臣から配分のあった鳥取県の漁獲可能量は「現行水準」(※)となっており、するめいかの鳥取県知事管理区分は「鳥取県するめいか漁業」のみとしていることから、「鳥取県するめいか漁業」の知事管理漁獲可能量を「現行水準」と定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づき、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴くもの。

※ 全体の漁獲量のうち、おおむね 80%の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数 量が明示されるが、それ以外の県については、「現行水準」として配分される。この場合、目安となる数量が別途 示されるが、著しく漁獲量が増加しないかぎり基本的に数量管理は必要ない(漁獲量の報告は必要)。

## ■令和5管理年度するめいか漁獲可能量の農林水産大臣から本県への配分状況

令和5管理年度鳥取県割当数量(知事管理分) するめいか:現行水準(目安数量131t)

## (参考1)するめいか漁獲量(単位:t)

年	2018	2019	2020	2021	2022
TAC 報告量	56	92	74	66	74

※2018~2022 年は 100t を上回っていないことから、令和5管理年度の現行水準 (131t) は越えない見込み

### (参考2)令和 5 管理年度するめいか TAC 配分

### ●大臣管理分(単位:t)

沖合	大中型	大臣許可	小型するめ
底びき網漁業	まき網漁業	いか釣り漁業(30t 以上)	いか釣り漁業 (5t 以上 30t 未満)
13, 300	3, 800	14, 500 (15, 300)	18, 300

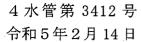
## ※() 内は留保から IQ 管理区分への上乗せ配分後の数字

## ●知事管理分(単位:t)

都道府県名	北海道
TAC 配分	5, 600

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、<u>鳥取県</u>、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県については、現行水準

●留保枠(単位:t) 10,000 (9,200) ※ () 内は留保から IQ 管理区分への上乗せ配分後の数字





鳥取県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだら オホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令 和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

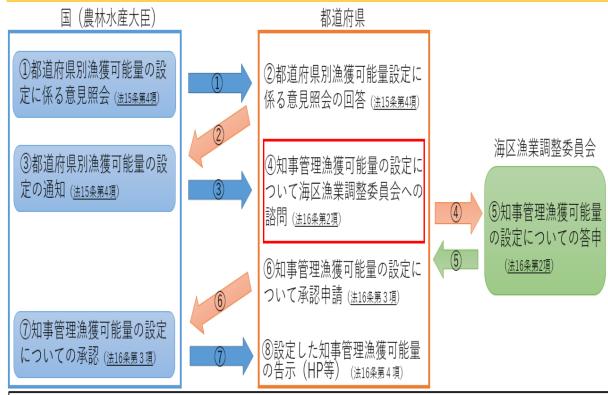
記

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和5管理年度に おける都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしてい る都道府県別漁獲 可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の 目安数量 (トン)
すけとうだら			
太平洋系群			
すけとうだら			
日本海北部系群			
すけとうだら	. ,		
オホーツク海南部			
すけとうだら			
根室海峡			
するめいか	現行水準	0. 19%	131

(注記)基本シェアの算定期間(すけとうだらは平成29年から令和元年、するめいかは平成30年から令和2年)の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない

# 知事管理漁獲可能量の設定手続き



## 〈参考〉漁業法(一部抜粋)

(農林水産大臣による漁獲可能量等の設定)

第15条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる 数量を定めるものとする。

- 一 漁獲可能量
- □機可能量のうち各額高限限に配分する数量(以下この事において「都高限限限種質可能量」という。)
  三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量(以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「大臣
- 管理漁獲可能量」という。)
- 2~3略
- 4 農林水産大臣は、都道府県別温養可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、選挙なく、これを当該都道府県知事に適知するものとする。

### (知事管理漁獲可能量の設定)

- 第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配 分する数量(以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。)を定めるもの とする。
- 2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業理整委員会の意見を聴かなけれ ばならない。
- 3 移道所限知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。 4 移道所限知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、選帯なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとす るとき」とあるのは、「変更しようとするとき(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)」と読み替えるもの とする。
- 6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、 遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

## 令和4管理年度のクロマグロ漁獲可能量の変更の状況

特定水産 資源	知事管理区分	当初	5/30	2/14	2/24	2/28	2/28 時点での漁 獲量(消化率)
くろまぐろ	鳥取県くろまぐろ漁 業	4. 4	<u>16. 3</u>	<u>15. 8</u>	15.8	<u>13. 8</u>	5.7 (41%)
(小型魚)	鳥取県その他漁業	0.1	0.1	0.1	<u>0.5</u>	<u>2.5</u>	0.5 (20%)
	県留保枠	0.4	0.4	0.4	<u>0.0</u>	0.0	0 (-%)
くろまぐろ	鳥取県定置網漁業	5.4	<u>6.3</u>	<u>5.8</u>	<u>6.2</u>	6.2	3.8 (61%)
(大型魚)	鳥取県その他漁業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0 (0%)
(八至黑)	県留保枠	0.6	0.6	0.6	<u>0.2</u>	0.2	0.1 (50%)

※ 5/30、2/14 の変更はあらかじめ委員会に諮問し設定された配分ルールに基づく変更のため諮問不要だったもの。

#### (根拠法令)

#### ■漁業法(抜粋)

第十五条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

- 一 漁獲可能量
- 二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量(以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。)
- 三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量(以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「大臣管理漁 獲可能量」という。)
- 2 農林水産大臣は、次に掲げる基準に従い漁獲可能量を定めるものとする。
- 一 資源水準の値が目標管理基準値を下回つている場合(次号に規定する場合を除く。)は、資源水準の値が目標管理 基準値を上回るまで回復させること。
- 二 資源水準の値が限界管理基準値を下回つている場合は、農林水産大臣が定める第十二条第一項第二号の計画に従って、資源水準の値が目標管理基準値を上回るまで回復させること。
- 三 資源水準の値が目標管理基準値を上回つている場合は、資源水準の値が目標管理基準値を上回る状態を維持すること。
- 四 第十二条第二項の目標となる値を定めたときは、同項の規定により推定した資源水準の値が当該目標となる値を上回るまで回復させ、又は当該目標となる値を上回る状態を維持すること。
- 3 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。
- 5 農林水産大臣は、第一項各号に掲げる数量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、第一項各号に掲げる数量の変更について準用する。

#### (知事管理漁獲可能量の設定)

- 第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量(以下この節及び第125条第1項第4号において「知事管理漁獲可能量」という。)を定めるものとする。
- 2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。
- 4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとすると
- き」とあるのは、「変更しようとするとき(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)」と読み替えるものとする。
- 6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。



第202200286503号 令和5年2月21日

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司 様

> 鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一 (公印省略)

特定水産資源するめいかの令和5管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定により諮問します。

(担当 農林水産部水産振興局漁業調整課 野々村 電話 0857-26-7303)

## 【別紙】

特定水産資源するめいかに関する令和5管理年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第16条第1項に掲げる数量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ついて、同表の右欄に掲げる数量とする。

	知事管理区分		知事管理漁獲可能量	
鳥取県する	るめいか漁業			現行水準



第202200288100号 令和5年2月22日

## 鳥取県農林水産部水産振興局 局長 國米 洋一 様

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司 (公印省略)

特定水産資源するめいかの令和5管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について(答申)

令和 5 年 2 月 2 1 日付第 2 0 2 2 0 0 2 8 6 5 0 3 号で諮問のあったこのことについて、原案に同意します。

委員会事務局 西田

電 話 0857-26-7318

ファクシミリ 0857-26-8131



鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司 様 第202200284220号 令和5年2月21日

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一 (公印省略)

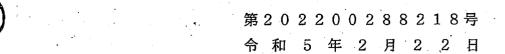
特定水産資源くろまぐろの令和4管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第5項の規定 に基づき、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を変更して定めたいので、同条第 5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

## 【別紙】

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分ついて、同表の右欄に掲げる数量に変更する。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ(小型魚)	鳥取県くろまぐろ漁業	15.8トン
	鳥取県その他漁業	0.5トン
· .	県留保枠	0.0トン
くろまぐろ(大型魚)	鳥取県定置網漁業	6.2トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン
	. 県留保枠	0.2トン



## 鳥取県農林水産部水産振興局 局長 國米 洋一 様

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司 (公印省略)

令和4管理年度特定水産資源くろまぐろの知事管理漁獲可能量の 変更について(答申)

令和5年2月21日付第202200284220号で諮問のあったこのことについて、原案に同意します。

委員会事務局 西田

電 話 0857-26-7318

77クシミリ 0857-26-8131



第202200290163号 令和5年2月27日

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司 様

> 鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一 (公印省略)

特定水産資源くろまぐろの令和4管理年度における知事管理区分 に配分する漁獲可能量の変更について(諮問)

このことについて、漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条第 5 項の規定 に基づき、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を変更して定めたいので、同条第 5 項において準用する同条第 2 項の規定により諮問します。

## 【別紙】

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和4管理年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間をいう。)における漁業法(以下「法」という。)第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分ついて、同表の右欄に掲げる数量に変更する。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
くろまぐろ (小型魚)	鳥取県くろまぐろ漁業	13.8トン	
	鳥取県その他漁業	2.5トン	
	県留保枠	0.0トン	



第202200292618号 令和5年2月28日

鳥取県農林水産部水産振興局 局長 國米 洋一 様

> 鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司 (公印省略)

特定水産資源くろまぐろの令和4管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更について(答申)

令和5年2月27日付第202200290163号で諮問のあったこのことについて、原案に同意します。

委員会事務局 西田 電 話 0857-26-7318 ファクシミリ 0857-26-8131